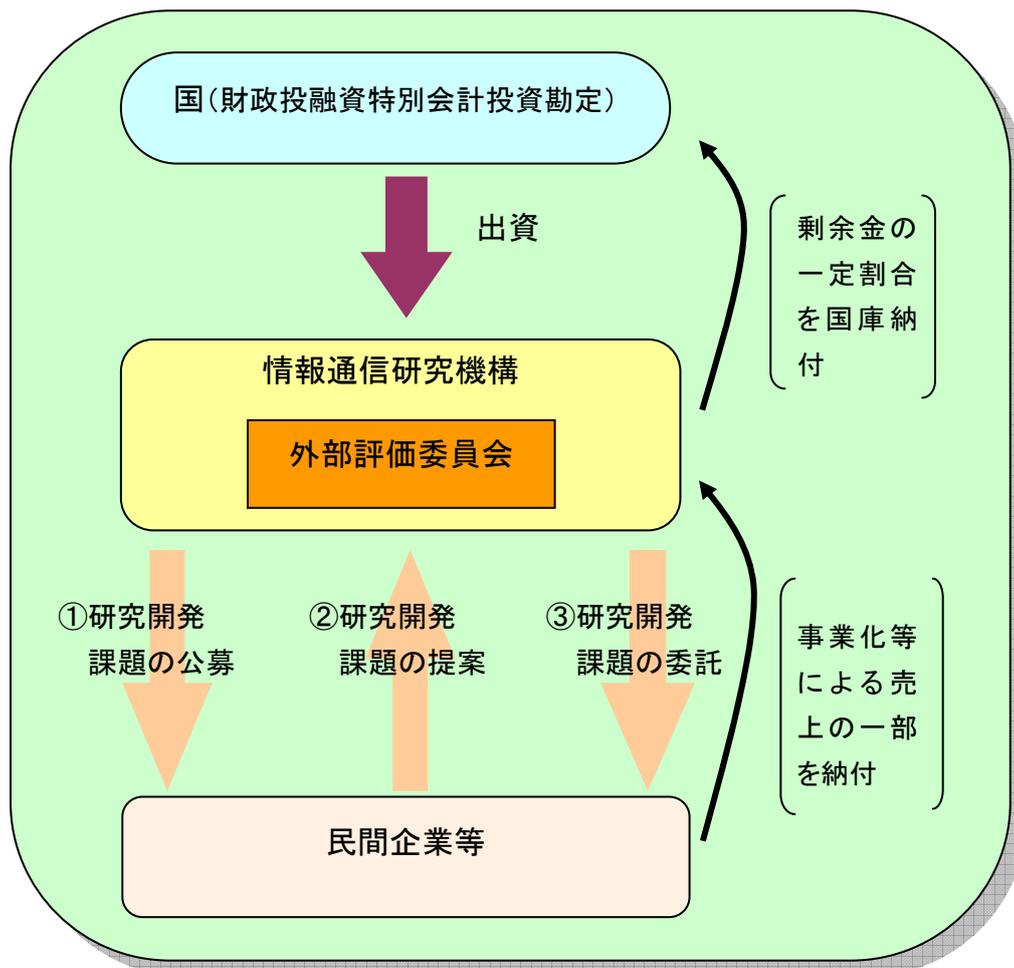


民間基盤技術研究促進制度の概要

- 当制度は、基盤技術研究円滑化法（昭和 60 年法律第 65 号）に基づく制度で、民間企業等における情報通信分野の基盤技術研究の促進を戦略的かつ効率的に行うことを目的としています。
- 財源は、財政投融资特別会計からの出資で実施していることから、研究開発成果の事業化を前提としています。
- 当制度では、民間企業等から研究開発課題を公募し、外部評価委員会の評価に基づき、優れた案件と認められる者にその研究開発を委託します。
- 対象となる研究開発分野は、情報通信分野の基盤技術の研究開発です。
- 応募資格は、民間の登記法人（政府等機関、学校法人等は除く）です。
- 研究開発によって生じた知的財産権は、日本版バイ・ドール方式により 100%受託者に帰属します。
- 研究開発成果を活用した事業の売上（商品・サービス販売、実施許諾料収入等）の一部を、NICT に納付してもらいます。
- 評価は、書面審査やヒアリングなどを実施し、総合的に評価します。



民間基盤技術研究促進制度のスキーム図